

議案第 号

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）5月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例
宝塚市一般事務手数料条例（平成22年条例第8号）の一部を次のように改正する。
別表第5中(13)の項を削り、(14)の項を(13)の項とし、(15)の項から(18)の項までを1
項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市一般事務手数料条例(平成22年条例第8号)新旧対照表
 (現行)

別表第5(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の金額
(12) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき250円
(13) 個人番号カードの再交付	1件につき800円
(14) 破産に関する証明	1件につき300円
(15) 禁治産及び準禁治産並びに後見に関する証明	1件につき300円
(16) 資格に関する証明	1件につき300円
(17) 文書の受理に関する証明	1件につき300円
(18) 前各項に定めのない事項の証明	1件につき300円

(改正案)

別表第5(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の金額
(12) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき250円
(13) 破産に関する証明	1件につき300円
(14) 禁治産及び準禁治産並びに後見に関する証明	1件につき300円
(15) 資格に関する証明	1件につき300円
(16) 文書の受理に関する証明	1件につき300円
(17) 前各項に定めのない事項の証明	1件につき300円

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 28 日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部長
各指定都市社会保障・税番号制度担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課

個人番号カードの再交付手数料を定める条例について

平素よりマイナンバー（社会保障・税番号）制度の推進及びマイナンバーカードの普及促進に御協力頂き、厚く御礼申し上げます。

今般の第 204 回国会に、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」が提出されており、同法律案中の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正により、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化されることに伴い、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収の事務については同機構から市区町村長に委託することができることとする規定が盛り込まれております（別添参照）。

このため、「通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の取扱いについて」（平成 27 年 4 月 17 日付け事務連絡）を踏まえ、マイナンバーカードの再交付手数料について条例に定めのある団体におかれては、上記改正部分の施行期日（令和 3 年 9 月 1 日）以降は当該条例の規定が不要となることが想定されますので、予めお知らせいたします。

各都道府県におかれては、この旨域内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。）に周知頂きますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

総務省自治行政局住民制度課

担 当：小林

総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室

担 当：松本、渡辺、佐藤

TEL：03-5253-5517、03-5253-5366（直通）

FAX：03-5253-5592

メール：juki@soumu.go.jp

参照条文

○改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）（抄）

（個人番号カードの発行等）

第十六条の二 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。

2 （略）

（個人番号カードの発行に関する手数料）

第十八条の二 機構は、第十六条の二第一項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 機構は、第一項の手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる。